

【テーパー2関係】

第1 監査の範囲及び実施監査期間

1 監査の範囲

平成10年度及び平成11年度

2 監査実施期間

平成12年9月1日から平成12年9月22日

第2 監査の結果

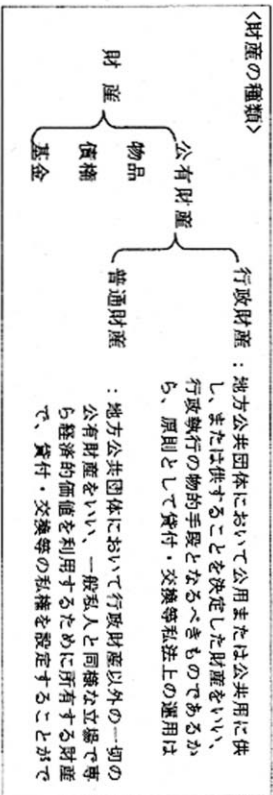
1. 県の保有している土地の概要

保有土地の概要

平成11年度の決算報告書「財産に関する調査」によれば、県は行政財産と普通財産合わせて159,573万㎡の土地を保有している。平成9年以降の推移は以下のようになっている。

	平成9年度	平成10年度	平成11年度
行政財産	150,677万㎡	151,619万㎡	151,609万㎡
普通財産	7,970万㎡	7,971万㎡	7,964万㎡
合計	158,647万㎡	159,591万㎡	159,573万㎡

(注)行政財産と普通財産は以下のように分類・説明される。



今回の監査にあたっては、行政財産、普通財産及び公社保有土地について以下の分類により、各部署へ書面をもって照会した上で調査を実施した。

<行政財産>

- ①利用計画のない土地、又は計画はあっても事実上実施が難しいもの
- ②目的外使用許可を行っているもの（ただし電柱、ガス管、水道管、その他これらに類するものの使用許可を除く）
- ③不法占拠、不法投棄されているため、計画及び利用が阻害されているもの
- ④普通財産への分類替え手続きが遅れているもの

⑤その他、目的どおりの利用が難しくなっているもの

この区分による行政財産の集計結果は以下のとおりである。

区分	面積	件数
①	12,140.62 ㎡	2件
②	147,000.26	60
④	1,526.06	3
⑤	14,171.68	5
計	174,838.62	70

<普通財産>

- ①他の地方公共団体、その他公共団体または公共的団体に一時貸付しているもの（ただし電柱、ガス管、水道管、その他これらに類するものの貸付を除く）
- ②狭小地、不整形地等で処分しにくいもの
- ③境界不明で調査整理が必要なもの
- ④道路敷、道祖神敷地等で行政財産への転用の難しいもの
- ⑤地元（自治会、老人クラブ等）の要望により暫定的に貸付又は利用されているもの
- ⑥不法占拠、不法投棄されているため、利用及び計画が阻害されているもの
- ⑦その他普通財産として管理しているもの

この区分による普通財産の集計結果は以下のとおりである。

区分	面積	件数
①	267,178.60 ㎡	37件
②	814.03	2
③	583.21	3
④	600.57	2
⑥	11,496.90	2
⑦	2,360,867.70	84
計	2,641,541.01	130

<公社所有地>

- ①利用計画のない土地、又は計画があっても事実上実施が難しいもの
- ②諸般の事情で買戻しが遅れているもの
- ③その他の目的どおりの利用が難しくなっているもの

これによる調査の結果は次のように集計されている。

区分	面積	件数
①	238,352.03 m <sup>2</sup>	1件
②	38,703.75	8
③	644,530.21	2
計	921,585.99	11

これら調査をもとに各案件について検討した結果を一覧にまとめると以下のようになる。

検 討 内 容	件 数
未利用果有地(普通財産)の利用促進・処分促進をすべきもの	6件
取得時の用途及び利用計画の策定に慎重を期すべきもの	2
遊休化福利厚生施設の転活用・処分方針を決定すべきもの	1
未利用土地となっている行政財産について適切な手続きをすべきもの	4
補助金で取得した公有財産の有効活用を図るべきもの	4
行政財産の目的外使用許可として適正を欠くもの	3
使用許可申請の事務処理を適切に行うべきもの	4
普通財産の貸付料等について検討すべきもの	1
無償貸付を見直すべきもの	1
適切な賃貸契約を締結すべきもの	3
不法占拠されており、適正な管理に努めるべきもの	5
公有財産台帳の管理を適切に行うべきもの	2
グラウンド敷地について取扱を適正にすべきもの	1
土地開発公社・土地開発基金から土地を買戻すべきもの	2

2. 未利用土地の状況

(1) 未利用土地の概況

県の公有財産は有効利用されることが期待され、未利用地については総務部管財課が中心となって県有地の有効活用及び処分の検討を行っている。平成12年3月末で未利用県有土地は以下のとおりである。

	件数	面積
行政財産	10件	27,838.36㎡
普通財産	67件	2,275,780.09㎡
合計	77件	2,303,618.45㎡

(注)未利用地の集計には、普通財産のうち他の地方公共団体等に一時貸付しているもの、地元の要望により暫定的に貸付又は利用されているもの、道路敷・道祖神敷地等で転用の難しいものは利用されているものとして集計から除いている。

(2) 未利用土地等の発生原因

未利用地の発生原因は公舎・職員住宅の跡地等の用途廃止によるもの、鹿川敷等の譲与受け入れによるもの、土地取得目的に未だ供されていないもの等であり、各原因別の発生状況は以下のとおりである。

未利用土地等の発生原因	件数	面積
公舎・職員住宅の跡地等の用途廃止	16件	22,505.09㎡
鹿川敷等	57	254,135.19
土地取得目的に未だ供されていないもの	1	851.36
その他	3	2,026,126.81

1) 未利用県有地の利用促進・処分促進をすべきもの

公舎や職員住宅等の跡地は、用途廃止後、各部署等で使用の見込みがなければ総務部管財課に移管され、その有効活用及び処分の検討をすることになる。現在、用途廃止により管財課で管理している未利用地には以下のようなものがある。

所 在 地	面積
甲府市中央1丁目	1470.94㎡
中巨摩郡檜形町小笠原流間	193.97㎡
中巨摩郡檜形町山寺	315.16㎡
山梨市一町田中宇下河原	657.52㎡
南巨摩郡飯沢町大法師	217.92㎡
塩山市西野原字城坂	851.36㎡

このうち中巨摩郡檜形町山寺の案件はすでに近隣に売却手続き済みであり、その他についても具体的に売却を検討中の案件もある。塩山市西野原字城坂については、一部貸付して利用しているものもある。しかし、用途廃止後普通財産に振り替えられてから15年経つが、いまだに活用・処分方針が具体化していない案件もあり、事態の先送りにならないように具体的な期限を決めて活用・処分を検討すべきである。

2) 取得時の用途及び利用計画の策定に慎重を期すべきもの

公有財産事務取扱規則によれば公有財産は、用途及び利用計画を明らかにして取得しなければならぬ。しかしながら、以下の2件については取得後長期にわたって、行政財産として具体的な公共の用に供されてなく、未利用地として放置され、一部を貸付により利用するにとどまっている。

住 所/概 要	面積	取得年月
甲府市住吉1丁目(元森林組合連合会敷地)	1,193.54㎡	昭和58年3月取得
甲府市住吉1丁目102(中央森林組合貸付地)	1,027.31㎡	昭和58年3月取得

これらは甲府市の都市計画区域となっており、街路計画があるため県の行政財産として利用することができなく、道路建設時に譲渡することを予定している。このように結果として県が他の自治体のために土地を先行取得した結果になってしまっており適切でない。取得時の用途及び利用計画の策定に慎重を期すべきである。

(3) 遊休化福利厚生施設(春日居保養所)の転活用・処分方針を決定すべきもの

東山梨郡春日居町小松にある春日居保養所(4,310.01㎡)は平成10年5月に閉鎖され、その後の方針を具体化できないまま現在に至っている。現状を放置しておくことは不測の事故の原因にもなりかねず、建物の管理費も平成12年で1,478千円が見込まれるように経費がかさむことになる。実際に現地を調査したところ、放置車両も認め

られ、早急に方針を決定しないと管理費用は増加する一方と予想される。これに対し平成12年6月に春日居保養所検討委員会を設置し、以降8月までに3回委員会を開催してその活用方を検討しているが、具体的な結論ははまだ出ていない。今後想定されるあり方としては

- ①建物の改修等をし、保養所を再開する。
- ②福利厚生施設としてその役割を取りやめ、普通財産として管財課に所管替えを行う。

というところである。しかし当該保養所は築後32年が経過しており、現有施設を改修して再開するためには、建築基準法、消防法、食品衛生法などの各法規制を満たし、周辺の設備の整った大型ホテルと伍していくためには、多額の再投資が必要となる。もともと当該施設はピーク時には年間5千人以上の宿泊客を集めていたものが、周辺の設備の整った大型ホテルとの競争や施設の老朽化などから利用者が千人まで落ち込んでいたものであり、現在は利用者のニーズも他の新しい施設へ移っていることから、当初の目的は果たしたと考えられる。

このようなことから、閉鎖時の方針として引き続き福利厚生施設として利用するということはあったものの、今後の管理コスト、多額の再投資の可否を総合的に勘案し、早急にそのあり方について方針の決定をすべきである。

(4) 未利用地の把握と利用(処分)計画

公有財産は県の大切な資産であり、未利用土地については速やかに有効活用及び処分の検討がされなければならない。そのためには適切にその利用状況を把握し、用途変更用途廃止との手続きを適時に行わなければならない。

- 1) 未利用土地となっている行政財産について適切な手続きをすべきもの  
行政財産は公用又は公共用に使用するためであり、その使用目的が終了した場合は用途廃止手続きを経て、新たに有効に利用または処分することを検討しなければならない。しかし、各部署で保有する行政財産のうち下記事例のとおり、長期間にわたり未利用となっているものの、適切な手続きがなされていないものがあつた。  
公有財産は県の大切な資産であり、未利用のまま放置することは許されない。速やかに普通財産に移管して、全庁的に有効利用をはかる、もしくは処分を検討すべきである。

<事例1 東北農業高校旧教員宿舎(北巨摩郡長坂町直岡字宮平 1,293.76㎡)>

教員宿舎用地であつたが、昭和56年に老朽化したため解体した後、更地となつてゐるものである。一応防備はあるが、隣地者に一部道路沿いを花畑とし占拠されている状態となつてゐる。建物解体後19年経過し、その間、他の用途への利用の計画もなく放置されたものであり、普通財産に移管して、全庁的に有効利用をはかるか、処分も検討すべきである。

<事例2 山梨高校旧教員宿舎(山梨市大野 155.00㎡)>

旧師範学校用地を大蔵省から取得した教員宿舎用地であつたが、昭和45年に老朽化したため解体した後、更地となつてゐるものである。この用地は県道の道路拡張のため当初より面積が減少している。このままでは狭小地のため、他の用途としての利用は困難であり、速やかに普通財産に移管すべきである。  
また、隣接する142㎡の土地は国の土地であるが、同様に遊休地となつてゐることから、国との協議等も含めて有効利用を検討すべきである。

<事例3 県立都留高等学校職員宿舎敷地(大月市大月二丁目字間屋77.30㎡)>

老朽化により昭和58年に解体したが、大部分が大月バイパス(国道)の道路敷地として売却(平成7年9月)を余儀なくされ、当該土地は道路区域外として未買収のまま利用価値の少ない残地となつた。しかも宿舎解体以来、教育財産として供用されないまま行政財産として放置されている。

このように道路に面するとはいへ狭小となつた残地は、従前にくらべてさらに教育財産としての活用は難しくなつてゐる。したがつて、こうしたケースにあつては売却を含め、効果的に転活用するために全庁的な規模で行うことが望ましく、この具体策として早急に普通財産への所管替えを実施すべきである。

なお、当該事例のように利用価値が著しく損なわれることとなる残地については、売却する側の申立てによつては、道路管理者側では、円滑な用地交渉を進めるためにも残地となる部分を買上げ、

- ①隣接地主への売却交渉をするか
- ②緑地若しくは資材置き場などの用地とするか

につき用地買収担当はもとより、道路建設、道路管理の各担当部門を交え、検討するべきところである。

しかし教育委員会はこうした残地買上げのための申立てなどの努力を怠つており、今後は、適時適切な事務処理に留意すべきである。

<事例4 ダム用代蓄地(北巨摩郡須玉町比志地内 約12,000㎡)>

土木部治水課ダム建設室が行政財産として管理している須玉町比志地内の土地は塩

川ダム水没農地の代替地として買収したものである。しかし、塩川ダムは平成10年に完成し事業終了となっているため、行政財産として管理しているのは適切でない。行政財産としての用途廃止を早急に行い、普通財産に分類替えし、処分または有効活用を図るべきである。

2) 補助金で取得した公有財産の有効活用を図るべきもの

教育委員会が管理する高等学校の分校舎及び生徒寄宿舎のうち、すでにその目的を達成したものは、下表に例示したとおり、それぞれ閉校・閉鎖されているにもかかわらず行政財産のままとなっている。行政目的を達成した建物は、普通財産に切り替え総務部所管として全庁的に活用すべきである。

<所管替えを検討すべき行政財産>

区分	所在地	面積 (㎡)	取得年/月	土地の現況
A	甲府市下飯田1丁目944-2他	2,010	昭和41/7	甲府地区へき地高校生寄宿舎を平成10年4月に閉鎖した。建物は補助事業により建設した。現在も存在している。
B	大月市服丘町強瀬497他	3,530	昭和44/12	大月地区へき地高校生寄宿舎を昭和62年4月に閉鎖した。建物は補助事業により建設した。現在も存在している。
C	南巨摩郡身延町大野字中沢884他	1,635	昭和46/3	峡南地区へき地高校生寄宿舎を平成12年4月に閉鎖した。建物は補助事業により建設した。現在も存在している。
D	北都留郡上野原町西原字向河原6,984-2	1,503	昭和48/6	上野原高校西原分校を平成12年3月に閉鎖した。建物は補助事業により建設したので、他の公共目的への転用を検討している

ところで、こうした所管替え手続きが進まないのは、この建物建設が国の補助事業によっているため、建物の存続するうちは補助目的外の利用が補助条件によって制限されているからと説明している。換言すれば、補助目的となった事業は終わっても補助を受けた建物が残っている限り公共目的、とくに目的以外の転用は制限され、これに反すれば場合によっては補助金の返還もありえることである。

しかし、補助条件で禁止、制限しているのは当然のことながら違法又は不当な目的

外使用の場合である。本件事例はこうした違法・不当事例には当たらないものと考えられる。

本件の建物はその耐用年数に比べ補助事業に供用された期間は短いものの、生徒数の減少や交通手段の多様化などで寄宿舎を利用する学生が減少した事情もあって、比較的早期に補助目的は達成されたと解すべきである。

したがって、当該建物を他に転用等して、活用の幅を広げることが当然のことながら違法又は不当な行為には当たらないものである。国に対してはこの旨明確に説明するとともに、今後は教育目的に止まらず全庁的に有効活用を図るためにも、総務部への早急な所管替えを検討すべきである。

3. 貸付・使用許可の状況

未利用の公有財産ではないが、県が直接使用せず使用許可または貸付を行っているものの概要は以下のとおりである。

	件数	面積
行政財産	60件	147,000.26㎡
普通財産	37件	267,178.60㎡
合計	97件	414,178.86㎡

(注：電柱、ガス管、水道管その他これらに類するものの使用許可・貸付は除いて集計している)

(1) 行政財産の使用許可について

行政財産は公用または公共用に供されるものであるが、その用途または目的を妨げない限度において、本来の用途または目的以外に、貸付けをすることが地方自治法で認められている。

1) 行政財産の目的外使用許可として適正を欠くもの

行政財産である土地はその用途または目的を妨げない限度において、貸し付けをすることが認められている。この趣旨から長期にわたり使用許可することは適正とは認めたいが、以下のような恒久的施設の建設を内容とするものがあり、このような場合は行政財産から普通財産への分類替えるべきである。

<事例1 農政部花き農産課(水産技術センター 34,718㎡)>

果漁業協同組合連合会会館(研修施設及び事務所用、鉄骨平屋造200㎡、完成平成11年3月31日)を建設するため、水産技術センターの敷地の一部250㎡を平成10年10月1

日から平成11年3月31日までの使用許可申請により使用許可し、引き続き同年4月1日から平成12年3月31日の一年間、更に平成12年4月1日から平成17年3月31日までの5年間の継続使用許可をしている。

＜事例2 農政部農業技術課(果樹試験場 4,000.90㎡)＞

農政部農業技術課は、社団法人山梨果樹園芸会から同園芸会の会館を建設(鉄筋コンクリート平屋造165.78㎡、完成平成10年10月6日)するため、果樹試験場の敷地(17.6ha)の一部289㎡を平成10年4月1日から平成15年3月31日までの使用許可申請により5年間の使用許可を行っている。

これら2件の使用許可の根拠として、山梨県公有財産事務取扱規則第33条第2項に定める「行政財産の使用期間は、1年をこえることはできない。ただし、電柱、水道管、ガス管その他特殊の用に供する場合又は特別の理由がある場合は、この限りでない。」の但し書きを適用している。

しかしながら、地方自治法第238条の4第4項に定める行政財産の目的外使用並びに上記事務取扱規則の主旨に照らし、恒久的構築物の建設を内容とする使用許可を適用することは、適正とは認め難い。

行政財産から普通財産への分類替えの手續により合規の処理を行うべきである。

＜事例3 温泉公共分湯給設置用地貸付土地(東八代郡石和町市部 3,79㎡)＞

平成9年11月1日に、石和警察副署長宿舍横の町道拡張に伴う温泉公共分湯給の移動設置のために宿舍敷地の角地を、企業局泉管石和温泉管理事務所に対し行政財産目的外使用許可をおこなったものである。この設備のために、宿舍敷地とは併で隔離し、分湯給敷地は金網で囲まれている。

この設備は、料金をとって温泉を供給する公営企業が永続的に管理使用する構築物であると認められるので、無償は適切でなく有償とすべきである。また、当該公営企業は企業局の所管であり、公有財産の管理も企業局へ移管すべきものである。

2) 運転免許センター試験コースの使用許可につき検討すべきもの

運転免許センター敷地(中巨摩郡八田村野牛島1828-13 約25,000㎡)には、山梨県交通安全協会(以下「協会」という。)が経営する自動車教習所「山梨自動車学校」が設置されている。

この学校が県公安委員会から指定自動車教習所の指定(昭和36年)を受けた際に、協会の整備した試験コースが県に無償寄付され、県の運転免許センターの実技試験コースとなった。しかし、当該コースは、県が使用しないときは運転者養成のためとして協会に無償で使用許可されている。これは端的に言えば、協会(山梨自動車学校)が使用している試験コースが県の実技試験にも使用されるようになったのであって、次

の理由により適正を欠くものである。

①県は、試験コースの無償寄付を受けているが、山梨自動車学校の使用を余儀なしとして今後も共用を続けるならば、それは県の実技試験の実施が常に時間的に制約されていることを意味している。「県が使用しないとき……」学校が使用すると説明しているが、このような不安定な行政財産の使用許可は予定されていない。

従って、使用時間を設定すればそれは既に一時的な目的外使用を逸脱して、本来的使用となり、「負担付き寄付」にも慎重な法の趣旨を逸脱することとなる。

②この実技試験コースを協会が経営する自動車学校に許可使用させる行為は、実技試験に使われるコースを特定法人にのみ開放することと格別な便宜を供与する結果となつていいる。

以上、県に無償寄付した当時の経緯を踏まえてのことと思われるが、なおこの是正・改善につき早急に検討すべきである。

3) 使用許可申請の事務処理を適切に行うべきもの

公有財産事務取扱規則によれば、国又は地方公共団体もしくは知事が特に認める場合を除いて、行政財産の使用許可にあつては連帯保証人が必要である。しかし、民間企業に使用許可しているにもかかわらず、以下の件については連帯保証人が立てられておらず、連帯保証人を立てないことについて知事の許可を得た旨の記録が残されていないのは適切でない。

所在地	面積 ㎡	貸付先
甲府市丸の内1丁目6-1 (県庁敷地内)	10,655	㈱第一勧業銀行(ATM)
甲府市丸の内1丁目6-1 (県庁敷地内)	11,457	山梨県信用農業組合連合会(ATM)
甲府市丸の内1丁目6-1 (県庁敷地内)	11,457	やまなみ信用組合(ATM)
甲府市丸の内1丁目6-1 (県庁敷地内)	11,457	山梨県信用金庫協会(ATM)

連帯保証人を立てない際には適切に知事の許可を得た旨を記録に残しておくべきである。

(2) 普通財産の貸付について

普通財産は直接特定の行政目的のために供されるものではなく、その経済的価値を發揮させるために一般私人と同等の立場でこれを所有、管理運用または処分をすることができる。同県の場合は主に貸付により有効利用がなされている。

1) 普通財産の貸付料等について検討すべきもの

農政部畜産課は、県有財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例第4条第1項第2号に基づき岡山梨食肉流通センター（県出資比率35%）に対し、普通財産（所在地：石知町番付 土地14,803.04㎡、建物 2,488.55㎡、工作物 268所）を平成8年4月1日から平成13年3月31日まで年額19,253,474円で貸付している。

この貸付料の算定等について、次のとおり検討を要する事項が認められた。

- ① 行政財産使用料条例（第2条）を準用して、土地については、電柱、ガス管、水道管その他これに類する物を設置する目的以外の目的で使用するものとして、1平方メートル当たり公有財産台帳登録価格の4/100、建物及び工作物については、電線その他これに類する目的以外の目的で使用するものとして、1平方メートル当たり公有財産台帳登録価格の6/100を算定基礎としている
- ② 岡山梨食肉センターは、平成3年に岡山梨食肉公社の業務を継承したが、同公社自体、以前から多額の長期償還金を抱え、経営不振の状況から貸付料の減免措置（減免率57.3%）を受けてきた。県は、この経緯を勘案し、岡山梨食肉センターに対して契約上の貸付料は、19,253,474円としながらも、又減免申請前であるのに当初繰入予算として8,000,000円を計上している。

使用料の算定基礎について、行政財産の目的外使用に対する使用料は条例で定められているが、普通財産についても、別途定めることが適当である。また、普通財産は正当な対価で貸付ねばならず、例外的に使用料の減免をする場合は、公共団体等が公用または公共用に使用する場合等に限定されることになる。当該経営不振団体の状況からの貸付料の減免措置については、限定的事例に該当するかを含め、貸付料の適切な算定等について検討されたい。

なお、平成8年3月28日に貸付期間を平成8年4月1日から平成13年3月31日までの5年間の延長と、平成7年度の貸付料を3,357,864円とする内容の土地・建物等貸借一部変更契約を締結しているが、貸付期間は、本来更新による契約の変更が適正手続（締結日は4月1日）と思料されるので、今後留意されたい。

2) 学校法人に対する無償貸付を見直すべきもの

福祉保健部は元甲府高等技術専門校敷地（5,131.15㎡）及び建物（3,656.82㎡）を平成7年4月に学校法人看護学園甲府看護専門学校に対し貸付している。貸付期間は20年間で貸付料は無償である。県は学校法人看護学園が公共的団体であり、その事業の用に供することは「公共用に供する場合」に該当すること等から無償貸付としている。しかしながら、一学校法人に対し、利益供与となるような無償貸付は、公共の用とは言い難く、また、他の学校法人との均衡を欠き適正でない。無償貸付を見直すべきである。

3) 適切な賃貸契約を締結すべきもの

普通財産の貸付にあたっては、貸付理由、貸付相手方の事業計画、期間、貸付料、貸付条件等を明らかにして、事前に知事の決裁を得なければならぬ。貸付の内容が変更になった場合には速やかに同様の手続きを経て、改めて貸付の契約することが必要であるが、適切に契約されていない事例があった。

<事例1> 中央森林組合貸付地（甲府市住吉1丁目102-14 1,027.31㎡）>

雇用促進事業団の身障者職業センターの建設予定地として土地開発公社より購入したが、現在は主に駐車場及びゲートボール場として利用し、一部（120㎡）を中央森林組合に貸付けている。

しかし、現地を調査したところ、貸付地以外の部分の土地について、中央森林組合が仮設車庫および駐車場として利用しており、賃貸契約の内容を超えて使用されていた。またゲートボール場については地域の住民に開放されており、森林管理組合が申し込み窓口になっているものの、管理委託契約等はなく、管理責任、安全責任については十分に検討されていない。

<現況図>

中央森林組合貸付地



中央森林組合との貸付契約については、現況の使用状況に則した契約を結ぶべきである。また、ゲートボール場部分についても、実際の管理の効率等を勘案し、中央森林組合と具体的な管理委託契約を締結することで、土地の維持管理の責任を明確にすべきである。

<事例2> 富士吉田市新屋の北富士県有地の一部（87,000㎡）>

富士吉田市に病院及び看護婦養成所設置用地として平成7年より賃貸している。しかし、現在看護専門学校はできたものの、病院の計画はなくなっており、賃貸契約を結んだ土地の大半は未利用（約67,000㎡）のままとなっている。

当該案件は、現在、富士吉田市が別の新計画を検討中とのことであり、協力して計画を作成し、改めて契約し直すことが必要である。

＜事例3 南都留郡河口湖町河口の麓川敷地 (1,545.62㎡)＞

土木部用地課所管の普通財産として公有財産台帳に記載されているが、この土地は昭和61年に本県で開催された国民体育大会の河口湖漕艇場施設敷地として使用されている。県と河口湖町との間では当該土地についての使用許可がされていない。国民体育大会終了から10年以上も町への払い下げに関する交渉がされず、貸借契約もなく町が使用していることは不当である。早急に是正すべきである。

(3) 不法占拠等について

山梨県公有財産事務取扱規則第21条によれば、公有財産については、随時現況を調査し良好な維持保全に務め、適正な管理をしなければならないとしている。しかしながら、次のような不適正な事例がみうけられた。

＜事例1 鎌田川麓川敷 約6,000㎡＞

平成2年2月占用許可期間終了後、第3者が不法に重機、石等の資材置き場・作業場として占拠しているのが判明し、以後本人への事情聴取、明け渡し交渉、内容証明郵便による明け渡し催告等を行っていたが、平成7年2月以降は不法占拠解消に向けての折衝・交渉等の記録がない。

本件は、①将来鎌田川の改修計画があること、②対岸にある県工業技術センター等の駐車場、南部工業団地、サイエンスパーク用地等としての利用計画があること、③面積も大きいことから早急に不法占拠状態の解消に努められたい。

＜事例2 中巨摩郡敷島町中下条 (1,829.05㎡)＞

荒川ダム建設の代替地として昭和54年3月に土地開発基金で取得した土地(地目:宅地 現況:畑)であるが、都市計画道路敷島線にかかるため代替地として払い下げせずに放置されていた。ところが都市計画決定が変更され、都市計画道路から外れることとなったことから、現在は更地とし土木部都市計画課にて管理されていたが、現地は近隣の住民が水道を引く等して農地として耕作されている。これらの占拠者は使用許可を得ておらず、使用料の支払いもされていない不法占拠の状態にある。このような状況は早急に是正すべきである。現地を確認したところ、当該土地は所在地・形状・方位など住宅地としての立地条件が優良な土地であり、優良な宅地供給の観点からも、その処理を検討すべきである。

＜事例3 中巨摩郡若草町篠中条の元釜無川水害防備林敷地(6,551㎡)＞

土木部用地課所管の普通財産として公有財産台帳に記載されているが、この土地は昭和17年に水害防備保安林としての公用を廃止し、昭和61年1月より土木部用地課が普通財産として9,914㎡を管理していた土地のうち、平成2年に4,912.84㎡を払い下げした残地である。現地の一部は住民に耕作されており、その使用者が不明のままであ

り不法占拠の状態にある。占用者を早急に特定し、使用許可の手続きを執るべきである。また、一部既に払い下げの処理がされている事実もあることから、処分を前提とした交渉を推進すべきである。

＜事例4 勝沼町所在の斐川川敷＞

土木部用地課が管理する当該斐川川敷は平成4年12月に畑として耕作していた占用者10名に払い下げ(2,687㎡、33筆)を行なった。この占用者のうち1名(占用面積610.57㎡、6筆)は個人的な理由で他の占用者と一緒に譲渡申請が提出できず、平成5年度に払い下げ申請を行なうとの文書での確約書を提出している。しかしながら、その後譲渡申請は提出されていない。現地調査をしたところ、雑草が生い茂り境界確認もできず、周辺の耕作者に迷惑をかけている状態である。占用者の意思を確認の上、適切な措置を講じるよう検討されたい。

なお、当該地には勝沼町が町道として占用している土地(84.19㎡、4筆)があるのであわせて措置されたい。

＜事例5 韮崎市旭町上條地内の麓川敷地3,858.45㎡＞

土木部用地課所管の普通財産として公用財産台帳に記載されているが、この敷地は地元民間会社が資材置き場及び重機置き場として現在使用している。平成5年までは使用料が納付され、平成6年に使用者へ敷地の払い下げ処理を開始したが、同年以後監査日現在まで使用料の徴収がなされずそのまま、使用されている。また、払い下げの処理も合意が得られず進んでいない。

使用料の徴収及び敷地の払い下げ交渉を、早急に取りまとめよう努められたい

不法占拠等については速やかにその状況を解消すべきであり、今後は、新たな不法占拠等が発生しないように財産管理者は土地の管理意識を高め、その防止に努めることが望まれる。不法占拠等については、占有者または隣接地主に払い下げることにより、その解消を図るのが現実的に多く、そのために手続きを早急に行うべきである。

4. その他公有財産の管理状況

公有財産については、随時現況を調査し良好な維持保全に務め、適正な管理をしなければならぬ。このために、公有財産の所在、用途、価格、数量その他必要な事項を記載した公有財産台帳を整備することが定められている。

(1) 公有財産台帳の管理状況

公有財産台帳は公有財産の適切な管理を行うために作成が義務付けられている。公有財産台帳はその記載内容に変更があった場合は直ちに修正しなければならない。しかし、以下のような不適切な事例が見うけられた。



<事例1南巨摩郡増穂町長沢の廃川敷地 (57,172.09㎡)>

土木部用地課所管の普通財産として公用財産台帳に記載されているが、この土地は旧利根川の廃川敷地に作られた県営都市公園のひとつである利根川公園（昭和53年3月に完成）の敷地及び道路用地である。河川改修も平成8年度に終了して当該敷地の園土調査が完了したものの、果の施設、町の施設、道路についての地番の確定が遅々として進んでいないために所管換えが出来ない状況にある。用地課が普通財産として管理しているのは適当でなく、地番の確定作業を早期に実施し、それぞれの用途別に区分し、行政財産として管理すべきである。

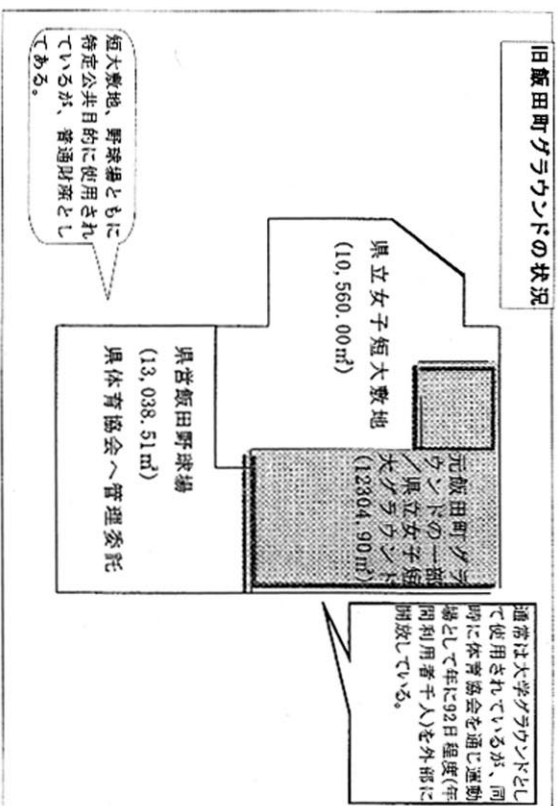
<事例2 御勅使南公園用地 (176,971㎡)>

土木部用地課は平成2年に県が開設した御勅使南公園用地を普通財産として保有している。土木部は境界確定、地籍調査等が十分なため公園所管部局に引き継ぎがでないためとしている。このため御勅使南公園としての財産台帳上の記載は、現在公共用財産として僅か39㎡と不自然な状況にある。当該土地は昭和55年に廃川敷地として譲与されたものであることからして、速やかに引き継ぎができるよう条件整備をし、行政財産として各実ともに公園として管理すべきである。

(2) 旧山梨県運動場飯田町グラウンド敷地の取扱を適正に行うべきもの

もともと総合運動場の山梨県運動場として利用されていたが、昭和40年に当該敷地内に県立女子短期大学が設置されることとなったため、用途廃止して管財課所管の普通財産としたものである。県立女子短期大学開校より元山梨県運動場飯田町グラウンドの一部については、大学グラウンドとして利用され、同時に県営運動場として山梨県体育協会へ管理委任されて、運動場としても利用されている。現況を鑑みれば短期大学の敷地及びグラウンドについては行政財産として区分すべきところ、同時に総合運動場という公共目的に使用されているため、普通財産のまま土木部都市計画課へ管理指定している。結局、所管は総務部管財課で管理指定は土木部都市計画課、そして使用しているのは総務部私学文書課と教育委員会スポーツ健康課という入り組んだ状況になっている。（下記の図表参照）

旧飯田町グラウンドの状況



そもそもこの状況は昭和40年代以降放置されており、今日に至っているものである。これについては早急に関係各部署は相互に調整して一元化をはかり、適正な管理をするべきである。

(3) 土地開発公社・土地開発基金から買戻すべきもの

用地取得にあたって、県は土地の取得を土地開発公社に委託または土地開発基金を利用することがある。これらの場合、用地取得後は速やかに、土地開発公社・土地開発基金から県へ引渡・買戻しがされなければならないが、長期にわたりこのような処置がされていない土地があり、引受け・買戻しを行い当初の目的に則して利用すべきである。

<事例1 北都留郡上野原町四方津大平 (218,01㎡)>

当該土地は、昭和62年に開発着手され、平成3年より分譲を開始している四方津ニュータウンにおいて、開発会社（㈱青木建設）から寄附された175㎡に43㎡を買い増し218㎡としたものであり、土地開発公社所有の交番（又は駐在所）予定地である。

しかし、当該地域は、平成12年6月現在において、当初予定の半分の人口（戸数は3分の2程度）のため、交番（又は駐在所）の建設は凍結され、更地になっている。また、隣地との境界はフェンス等で明確化されておらず、現在、自動車の駐車場として使用されているなど、管理も適切になされていない。

交番（又は派出所）の建設計画を早急に明確化して、土地開発基金から買戻しをおこない、暫定利用を検討するとともに、管理の適正化を図るべきである。

＜事例2 南都留郡河口湖町1806 (15,975.64㎡)＞

昨年の包括外部監査の指摘事項として、県から土地開発公社へ用地取得委託したが当初取得の目的とされた使途に利用される見込みがないため、未引渡の土地があった。これについて現況を確認したところ、転用策は検討されているものの具体的な措置がいまだなされていないとの回答を得た。これらについては指摘に従い速やかに対応することが必要である。

意見

山梨県の公有財産の取得、管理及び処分に関する事務の取扱については、山梨県公有財産事務取扱規則（平成3年3月30日規則第9号「以下規則という。」）の定めるところによるとされている。

公有財産事務の総務として、規則第3条に、「総務部長は公有財産の取得、管理及び処分の適正を図るため、公有財産に関する制度を整え、事務を統一し、現状を明らかにし、必要な調整をしなければならない」と定めている。また、行政財産に係る事務処理は、規則第4条に、「その主管の部長が行うものとする」と、普通財産に係る事務は、規則第5条に、「総務部長が行うものとする」と定めている。

しかしながら、今回のこの種財産の管理状況について実査したところ、地方自治法第238条の2、第236条の4及び県規則の規定に照らし、別項(前述)の監査結果の指摘事項のとおり

- ①土地の利用状況を把握し未利用土地の有効活用を図るべきもの
  - ②不法占拠等がないよう現況の調査・維持保全を行い、適正な管理をすべきもの
  - ③貸付・使用許可について適切に契約すべきもの
- など不適正な管理、不適切な管理とする事例が見受けられた。公有財産の用途・目的、更には分類を明確にし、管理体制の確立を図るよう、現行の管理実態の見直しを行う必要がある。

〔テーマ3 関係〕

第1 監査の範囲及び実施期間

1 監査の範囲

平成10年度及び平成11年度の山梨県立中央病院及び山梨県立北病院の病院事業

2 監査の実施期間

平成12年10月2日から平成12年11月14日まで

第2 監査対象の概要

1. 山梨県立中央病院の概要(平成12年3月31日現在)

(1) 病院の概要

山梨県の基幹病院として、県民の需要に基づき適正な医療を供給するとともに、救命救急医療をはじめ、高度・特殊・先駆的医療を実施し、医療水準の向上と県民の健康回復、保持、増進に努めている。

なお、現在新病院を建設中であり、新病院においては、各医療機関との連携と機能分担を図る中で、更に高度な三次医療を担うため、既存の診療内容の見直しを行ない、病床の有効利用を図るとともに、がんセンター機能の充実にも取り組んでいくことを方針としている。

(2) 病院の組織等

① 職員数(平成12年5月1日現在)

職員総数(臨時職員及び非常勤職員を含む)は、776名である。

(内訳)

医師	88名
医療技術職員	101名
看護職員	458名
事務職員	62名
技能労務職員	67名

②病院の規模等

病床数	
一般病床	530
結核病床	50
合計	580

患者数(平成11年度)

入院患者総数は181,983人(1日当り約500人)

外来患者総数は261,206人(1日当り約1,070人)

③診療科目

内科、外科、整形外科、小児科、産科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科、精神科、神経内科等の23科

④病院の沿革

明治 9年 山梨県病院開院  
昭和 37年 山梨県立中央病院へ改称  
45年 現在地に移転(400床)  
51年 本館北側増築完成(580床)  
平成 10年 新中央病院建設着手

2. 北病院の概要(平成12年3月31日現在)

(1)事業の概要

北病院は、精神保健福祉法第19条の7に規定する「精神科医療のあらゆるニーズに対応可能な機能を持つ総合的で専門的な病院」として位置づけられている。精神的な健康とは、個人が社会の中でよい適応の状態で生活ができる状態である。

現代における社会的環境の変化は、複雑でかつ急激であり、その中に存在する個人個人の適応の態様の差異により、平均的態様から乖離した状態におかれる個人が現出することとなる。また、この原因は、化学的・物理的な諸要素からなり、乳幼児期から老年期にわたる個人の人生の諸相において現れる。

老人性痴呆疾患では、アルツハイマー病のように医学の進歩により原因と治療の進んでいるものもあり、精神分裂症等のように今後の研究がまたれるものもあり、他方、アルコール等の薬物依存症などもある。

精神保健医療は、従来の「隔離」・「措置」による社会的排除から、①疾病そのものの予防、②早期治療による増悪・再発の予防、そして③リハビリによる社会復帰を図る、更に④社会が受け皿を整備する等広範囲の施策が必要となる。

この治療から社会的参加にいたる過程(ノーアライゼーション)では、その社会的理解に根ざした経済的支援が必要となる。ここに、地方公共団体が精神医療分野を担う責務が生ずるものと考えられる。

北病院は、次のような役割を担っている。

- a) 公的病院として、①治療困難な精神障害者への良質な入院治療の提供から②外来治療の充実③重症薬物依存患者の治療④老人性痴呆患者センターの活用⑤思春期精神医療と養護学校との連携
- b) 精神科救急治療事業における中核的病院として、民間病院との連携と機能分担の推進をおこない、精神科急性期治療の強化
- c) 精神障害者のリハビリテーションの促進を地域関係機関との連携・地

域社会復帰施設との連携をはかり、訪問体制の充実  
d) 精神障害者の人権を尊重した医療を確保するため専門職員の教育研修と人材の育成

(2)病院の組織等

①職員数(平成12年7月1日現在)

職員総数(臨時職員及び非常勤職員を含む。)は、182名である。

(内訳)

院長	1名
副院長	1名
事務局長	1名
精神保健幹	1名
医務部門	26名
看護部門	118名
事務局	34名

④病床の規模等

病床 300床

患者数(平成11年度)

入院患者総数は101,363人(1日平均277人)

外来患者総数は44,588人(1日平均183人)

③診療科目

精神科、神経科、内科

④病院の沿革

昭和 29年	県立精神病院として業務開始
41年	現在地に病院を建設、県立北病院と改称し業務開始
平成 2年	改築工事完成
9年	県立富士見養護学校旭分校完成

第3. 監査の結果

(i)病院事業(共通)の管理について

1. 一般会計から病院事業への負担金・補助金の算定基準につき検討すべきもの

県立病院に対する県の一般会計からの繰出金については、負担金及び補助金として、交付されている。これは、地方公営企業法(参考I参照)の規定に基づくもので

ある。

(参考1)  
 <地方公営企業法第17条の2-1項>  
 次に掲げる地方公営企業の経費で政令に定めるものは、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において、出資、長期の貸付け、負担金の支出その他の方法により負担するものとする。  
 一 その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費  
 二 当該地方公営企業の性質上単独的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費

- 一般会計から県立病院に対して負担した額は次のようになっていた。
- 平成10年度 2,677百万円(中央 1,761百万円、北 829百万円、医務課 86百万円)  
 平成11年度 3,091百万円(中央 2,147百万円、北 909百万円、医務課 35百万円)
- 一般会計からの繰り出しにあたっては、同法施行令第8条の5及び自治省の通知に基づき県の基準を設定している。
- この「県の繰出基準」及び算定方法・算定基礎数値を検討した結果、次の問題点があった。
- (1) 県の繰出基準が、正式に決裁されたものではなく、合意文書となっていない。
  - (2) この繰出金の趣旨は経費の実績補填であるが、予算数値で計上しており、実績に直していない。(また、検証もされていない。)
  - (3) 基準額どおり繰り入れるのが、原則であるが、決算数値を見ながら収支が均衡するように繰入額を調整している。

平成10年度の中央病院及び北病院の基準額及び繰入額、実績額は次の表のようになっている。

このように、繰入額を、基準額の中で収支均衡になるよう調整するのは好ましくなく、また、繰出金の実績補填という性格からしてなるべく実績額に近い額になるよう算定基準を改めるべきである。

中央病院 (単位：千円)

区分	項目	基準額	実績繰入額 (A)	実績額 (B)	差額 (A)-(B)
医務	保健衛生行政事務に要する経費	161,013	161,013	152,557	8,456
医務	県立看護婦人、山梨区大学の講師に要する費用	14,768	14,768	7,060	7,708
医務	支払い基金及び国保連合会の委員に要する経費	8,341	8,341	8,245	96
医務	医療相談等に要する経費 (4-57-3-給与)	14,418	14,418	15,514	▲1,096
医務	医療指導等に要する経費 (保健婦等給与)	20,682	20,682	20,159	523
医務	栄養相談に要する経費 (栄養士給与)	3,876	3,876	3,892	▲16
医務	研修医受け入れに要する経費 (研修医給与)	58,640	58,640	58,333	307
医務	県立看護婦大学の学生の奨励に要する経費	36,897	36,897	35,963	934
医務	県立学校設置に要する経費	3,391	3,391	3,391	0
医務	救命救急医療体制の確保に要する経費	173,829	173,829	170,342	3,487
小計	建設改良経費 (企業債利息)	334,842	334,842	322,899	11,943
小計	建設改良経費に要する経費	106,927	106,927	105,613	1,314
小計	リハビリテーションに要する経費	172,559	172,559	179,792	▲7,233
小計	高度特殊医療に要する経費	49,671	49,671	49,117	554
小計	高度特殊医療に要する経費	616,442	483,263	605,532	▲122,289
小計	遺体清理等に要する経費	2,683	2,683	959	1,724
小計	不採算高度医療に要する経費	287,438	216,368	287,438	▲71,070
小計	高度看護体制に要する経費	326,321	264,212	317,155	▲52,943
小計	研究研修費	945,599	812,420	940,074	▲127,654
小計	託児所運営に要する経費	18,220	18,220	22,691	▲4,471
小計	託児所運営に要する経費	36,161	0	37,642	▲37,642
小計	共済組合追加費用に要する経費	321,021	247,511	314,932	▲67,421
小計	建設改良経費 (企業債元金)	375,402	265,731	375,265	▲109,534
小計	建設改良経費 (企業債元金)	348,050	348,050	348,050	0
合計		2,003,893	1,761,043	1,986,288	▲225,245

北病院

(単位：千円)

区分	項 目	基準額	実際繰入額 (A)	実績額 (B)	差額 (A)-(B)
その他医療収益	保険衛生行政事務に要する経費	66,620	66,620	48,226	18,394
	看護大等講師に要する経費	884	884	795	89
	支払基金等に要する経費	2,906	2,906	2,752	154
	医療相談等に要する経費	1,636	1,636	1,384	252
	学生の実習に要する経費	51,958	51,958	34,884	17,074
	精神鑑定業務に要する経費	545	545	625	▲80
	福祉センター業務に要する経費	6,899	6,899	6,821	78
	福祉センター設置に要する経費	1,792	1,792	965	827
	小計	66,620	66,620	48,226	18,394
	建設改良経費(企業債利息)	112,129	112,129	112,129	0
負債交付金	高度特殊医療に要する経費	523,683	475,962	669,633	▲193,671
	作業療法等に要する経費	63,242	63,242	61,875	1,367
	老人性痴呆看護に要する経費	24,428	24,428	39,499	▲685
	小計	699,054	651,333	843,637	▲192,304
	研究研修費	2,641	2,641	2,796	▲155
	経済組合追加費用に要する経費	81,163	66,563	85,835	▲19,272
	患者輸送バス運営に要する経費	10,643	0	9,608	▲9,608
	小計	94,447	69,204	98,239	▲29,035
	建設改良経費(企業債元金)	42,572	42,572	42,572	0
	合計	902,693	829,729	1,032,674	▲202,945

2. 会計方針どおり退職給与引当金を計上すべきもの

県立病院の会計は、地方公営企業法の財務に関する規定等を適用しており、退職給与引当金については、期末要支給額を計上することになっている。

しかし、平成10年度末現在、中央病院で、4百万円、北病院で、69万円計上されているにすぎない。

山梨県人事委員会「職員の給与等に関する報告及び勧告」(平成11年10月)の第6表に記載された、行政職、医療職等の平均給与月額をもとに試算すると次の表のようになる。

この結果、中央病院では、概算35億14百万円、北病院では、概算7億51百万円不足していることになる。

会計方針どおり、計上すべきである。

中央病院(平成12年5月1日現在)

(単位：千円)

職 種	職員数	平均年齢	平均基本給	均 給	退職金要支給額
行政職	68人	20年	352	21,000	502,656
医療職(一)	79	18	468	15,040	556,059
医療職(二)	94	20	345	21,000	681,030

医療職(三)	453	15	316	12,400	1,775,035
合計	694				3,514,780

北病院(平成12年7月1日現在)

(単位：千円)

職 種	職員数	平均年齢	平均基本給	均 給	支給率	退職金要支給額
行政職	28人	20年	352	21,000	207,308	
医療職(一)	9	18	468	15,040	63,349	
医療職(二)	10	20	345	21,000	72,604	
医療職(三)	104	15	316	12,400	408,614	
合計	151				751,877	

(注1) 職員数は、各病院概要による。

(注2) 職員数には、非常勤職員・22条職員は含んでいない。

3. 医療収益について

(1) 医療未収金の回収につき積極的に努力すべきもの

中央病院における時効による不納欠損処分額は、平成10年度429万860円、同11年度261万9,442円である。

この時効完成にいたる5年間の回収努力の経過は、正規の帳簿にあたる医療未収金の徴収原簿(除外収入の督促及び滞納処分に関する規則第2条)が備えられておらず、これに代わる帳簿もないため、明確でない。

また不納欠損処分には、この未収金の処理経過の明示が求められているが(病院会計財務規則第32条)、規定の趣旨に沿ったものとはなっていない。ちなみに、知事決裁の添付資料(時効が完成する3月時点の調査一未収金回収経過用紙)には、回収努力をしたとの記録はなく、不納理由の多くがいきなり住所不明や本人の死亡とされている。

未収金の回収には、その発生初期に最大の努力を集中することが肝要である。例えば、本人には再診時の医事課窓口で面会、その予定日は医療各科で確認、また再診時の面会が見込めない退院者には、病棟との緊密な連携による催告など、また状況によっては随時調査も辞さないとの意欲も必要である。今回の不納欠損処分のために随時調査をした事例もみられるが、回収に向けての初期段階の計画的な実施こそが求められる。

規定の趣旨にしたがい、医療未収金の回収につき積極的に努力すべきである。なお、北病院においても平成11年度112万5,853円の不納欠損処分額があり、同様事例がみられるので留意されたい。

(2) 診療報酬請求事務についての確に処理すべしもの

中央病院及び北病院における診療報酬請求について、平成12年3月入院分の診療報酬明細書と診療録、看護記録、指示票、各種伝票等27件を点検実査したところ、下表のとおり、10件において診療報酬明細書と各種記録との間に記載漏れなどの事例が見受けられた。

この種記録は、今後開示を求められる重要なものであるため、正確な記録を期すとともに適正な診療報酬請求を行うよう早急に対策をたてるべきである。

(単位：点数)

病名	診療科	診療報酬明細書(A)	診療録、看護記録、指示票、手術票、処置票、検査報告書(B)	過不足(A-B)
中央病院	A 外科	ニロブ-AITTS(10)1枚	カズ-20mg カズリ糖注射液 (5x50ml)×3A	7 ▲46 ▲12
	B 心臓外科	カズリ糖注射液 (5x50ml)×3	カズリ糖注射液 (5x50ml)×3A セブリン 1g 3A カズ-20mg 1A カズリ糖注射液 10ml 1A カズリ糖注射液 40mg 1A カズリ糖注射液 10ml 1A カズリ糖注射液 20ml 1A カズリ糖注射液 4% 1ml 生食20ml 5A	34 6 14 100 14 21 14 47 30
北病院	C 心臓外科		D207-2血流量測定 カズリ糖注射液 2ml カズリ糖注射液 0.025% 1ml 生食50ml	14 ▲14 ▲21
	D 脳神経外科	カズリ糖注射液2mg 3A カズリ糖注射液500ml 15袋	カズリ糖注射液4mg 3A カズリ糖注射液500ml 1.6袋 脳動脈瘤カズリ糖注射液(カズリ糖注射液)	67 114 480 4,725
	E 脳神経外科	超音波カズリ糖注射液 精製水1000ml 15回	超音波カズリ糖注射液 精製水1000ml 9回	1065 639
	F 産科		カズリ糖注射液 (5x50ml)1瓶	700 ▲15
北病院	G 心臓外科	複合凝固因子検査(ロソホナスト12回)	カズリ糖注射液(50mg)1A 複合凝固因子検査(ロソホナスト11回)	178 ▲178 50
	H 外科		カズリ糖注射液 0.2x(50ml)2A	1,340 ▲1,340
	I 精神科	カズリ糖注射液25mg2瓶	カズリ糖注射液2.5x25mg1ml カズリ糖注射液2.5x5mg1A	374 34 340
J 精神科	カズリ糖注射液500mg1瓶	カズリ糖注射液300mg1瓶	127 99 28	

\* (診療報酬明細書) - (各種記録) = 385 点 = 8,850 円 = 請求過剩  
 \* (診療報酬明細書) - (各種記録) = ▲7,288 点 = 72,880 円 = 請求漏れ

(3) 診療報酬請求に係る返戻率の改善に努めるべきもの

診療報酬の請求は、審査支払機関に対して診療内容を記載した診療報酬明細書を添付して請求し、審査支払機関はその内容を点検し、例えば、投薬数過誤、検査適応外判定、保険証誤り、内容変更などについては、過誤返戻として医療機関に返戻される。

平成10年度及び同11年度における中央病院の入院請求件数・返戻件数・返戻率は、下記のとおりである。

	請求件数	返戻件数	返戻率
平成10年度	13,406件	577件	4.304%
平成11年度	12,889件	532件	4.128%

両年度とも返戻率は高い水準にあるが、このことは、結果として事務量の増加、医療収入の遅れを生じることになる。過誤返戻の原因究明を行い、医事事務の改善を図るべきである。

4. 契約について

(1) 契約方法を改善すべきもの

病院では平成11年度に下表の業務を、特命契約もしくは見直しによる随時契約を行なっている。契約の業者選定にあたっては過去数年間にわたり業務を委託しているため等としていた。しかしながら、このなかには業者数の少ないものもあるが、一般的に競争性を有する契約である。指名競争入札等で多数の業者から選定する契約方法に改善すべきである。

なお、この他の委託業務についても見直しを行い、経費の節減を図るよう努力されたい。

(表) 競争入札に付すべき契約案件

(単位：千円)

病名	件名	契約方法	金額
中央病院	医療関係物洗濯委託	特命随時契約	10,218
	看護衣等洗濯委託	特命随時契約	3,723
北病院	医療用廃棄物処理委託	特命随時契約	13,248
	医事業務及びビレツト点検	特命随時契約	19,637
北病院	医事会計業務	特命随時契約	1,409
	院内清掃業務委託	随時契約	20,235
	食器洗浄業務委託等	特命随時契約	8,479
	医事業務委託(診療報酬請求及び集計業務)	特命随時契約	3,479
北病院	浄化槽保守点検業務委託(汚水処理装置清掃等)	特命随時契約	2,772
	基盤器具のリース	随時契約	13,170

注：随時契約は、2業者から見積もり合わせを行なっている。

(2) 予定価格の設定及び契約方法について検討すべきもの

中央及び北病院は、平成 11 年度における病院管理システムコンピュータ処理委託(年契約額中央 8,437 万 5,264 円、北 1,585 万 5,840 円)に当たり、十数年前にホストコンピュータを設置した業者をいわゆる特命随意契約として他の同業者の見積もり合わせを省略しているが、その理由が乏しい。また、予定価格の設定も業者の見積額とほぼ同額としており、合理性を欠くものと認められる。なお、中央病院の見積額は、委託内容の 7 項目の総額のみで、その内訳を徴していない。は適当でない。

予定価格の設定及び契約方法について検討すべきである。

(3) 薬品等の入札等に当たって情報を共有し効率化をはかるべきもの

現在、入札または購買に当たって、県のその他の施設と情報の共有や共同購入は検討されていない。

例えば薬品であれば、北病院と中央病院は互いに情報を共有し、価格情報を集める、購入量をまとめるなどの購買政策が考えられる。また、例えば北病院ではたくさん使いが、中央病院では余り使わない薬品については、備御資産には保管移転という制度があり、これを利用して相互に薬品の融通ができる。これは食材の仕入も同様であるので、実際の小売価格・市況価格から購買価格の妥当性を定期的に検討する仕組み作りも考えられる。

(4) 出納取扱金融機関事務取扱いに関する契約内容の更新につき協議すべきもの

山梨県と(株)山梨中央銀行とは、病院事業に係る公金の出納および保管について昭和 59 年 10 月 30 日に契約し、期間は昭和 59 年 11 月 1 日から昭和 60 年 3 月 31 日まで、その後は特に意思表示の無い限り契約は存続するとされている。したがって内容の変更又はその他必要事項は、当事者協議の上で定めるとされている。

しかし、次に例示したとおり更新または確認すべき事項があるにもかかわらず放置されているのは適切でない。契約内容の更新等につき協議すべきである。

①公金に係る関係部及び課の名称や取扱い支店等の名称、取扱い時間、曜日の変更されたが、契約条項は訂正されていない。

②公金に係る収納金内訳簿及び支払金内訳簿の調製・記載は、収入・支払日計表に基づく収支金報告を裏付け、補完するもので、日々の公金の出納状況を時系列で明示する帳簿である。これは約定で金融機関の事務とされ、この帳簿内容の調査・確認は、当然に実施すべきだが、一切行なわれていない。

なお、契約締結時に通常行なわれる公金取扱いに伴う担保提供の有無などについては、法令の趣旨にしたがって契約条項に示されることが望ましいが、この担保に関する記述はない。あわせて確認・協議されたい。

5. 財務事務手続きについて

(1) 様式類の整理・廃止等見直しを行うべきもの

予算原簿をはじめ県の病院事業財務規則で定める様式類が電算化等により実態と乖離しているもの、または現在、病院で使用されていないものが多い。76 種類の様式が規則で定められているが、そのうちの半数近くは、病院で使っている様式と異なっていたり、使用されていない。

様式類の見直しを行い、整理・廃止等をするべきである。

(2) 予算の合違をきめこまかく行うべきもの

病院に対する収益的支出(医薬費用)の予算合違が、薬品費および診療材料費等の一部を除いて、年度初めに当初予算の 92.2%にあたる 118 億 4309 万余円が一括でなされている。予算合違を行う医務課においては、資金運営上よりきめこまかく予算合違を行うべきである。

(3) 職員の出勤を記録する出勤簿を備えるべきもの。

病院では職員の出勤を管理する出勤簿等のものが制度上存在しない。このため職員の出勤を把握するには、①年次有給休暇請求簿②年次有給休暇時間単位請求簿③有給休暇願簿④職務免除願簿⑤旅行命令簿等をそれぞれ見ないと確認できない。出勤を記録する基本的な帳簿である出勤簿等を備えるとともに、これら簿冊の統合もあわせて検討されたい。

また、北病院における平成 10 年度及び 11 年度のこれら記録を見たところ、医師の医師は 1 名を除いて適切な記載がなく「特殊勤務実績簿」の記載及び支給手続きに支障をきたしている。適切な記帳をするべきである。

(4) 事務の宿日直制度のあり方について検討すべきもの

病院では医師、看護婦等の他に事務担当者が宿日直を行っている。その主な業務内容は救急に伴う時間外のカルテ出し、カルテ作成、診療簿作成等である。平成 11 年 9 月までは患者 1 人当たり、一律 30 分の時間外勤務手当を支給し、現在は業務実績に応じた時間外手当を支給している。

しかしながら、「県の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」第 6 条によれば、宿日直勤務とは、「救急の外來患者及び入院患者に関する緊急の事務処理等のための当直勤務」とされている。このため、これら救急業務は宿日直に伴う当然の業務であって、宿日直手当(1 日あたり 7,200 円)に含まれるものであり、時間外勤務手当はダブル支給となり不当と考えられる。

また、事務の宿日直については現に処理している事務程度ではその有効性に疑問がある。宿日直のあり方を含め、全般的に検討すべきである。